会　　則

第一条　本会は東京工業大学土木工学科同窓会「丘友」と称し、その本部を東京工業大学土木・環境工学系内に置く。

第二条　本会は、土木工学の発展に寄与し、会員相互の親睦を増す事を目的とする。

第三条　１．本会は下記のものをもって正会員とする。

(1) 東京工業大学土木工学科、土木・環境工学科または土木・環境工学系の（学士課程）卒業生。

(2) 東京工業大学大学院土木工学専攻または土木・環境工学系の修士または博士課程（大学院課程）修了者。

(3) 東京工業大学開発システム工学科土木コースの卒業生で本会に入会を希望する者。

(4) 上の各号に該当しない本学の卒業生・修了者で、在学当時に土木工学に関連する研究室に属し、本会に入会を希望する者。

(5) 上の各号の各課程にかつて在学したもので、評議員会の推薦した者。

(6) 本学の大学院課程修了者で、土木工学コース副専門学修プログラムを修了し、本会に入会を希望する者。

２．本会は正会員以外の下記の者をもって特別会員とする。

(1) 土木工学科、土木・環境工学科、大学院土木工学専攻または土木・環境工学系に現在及び過去に在籍の、教授、准教授、助教授、講師、助教、助手、技術職員、技官、非常勤講師。

(2) 大学院土木工学専攻または土木・環境工学系で審査を受けて論文博士を取得した者。

３．本会は丘友および丘友会員に対して多大な貢献をなしたと認められ、評議員会の推薦した正会員もしくは特別会員をもって名誉会員とする。

第四条　本会は下記の役員を置く。

(1)	会長　１名	(4)	幹事	若干名
(2)	副会長２名	(5)	評議員	第五条第４項による。
(3)	監事　２名			

第五条　１．会長、副会長は、正会員、特別会員の中から評議員会で推薦により選任し、総会承認を経るものとする。

２．監事は、正会員の中から評議員会で推薦により選任し、総会承認を経るものとする。

３．幹事は、正会員、特別会員の中から必要人数を評議員会で推薦により選任する。

４．評議員は各卒業年度に２名を、その卒業年度の正会員の推薦により選任する。

５．会長、副会長、幹事、評議員の任期は一年とし、再任を妨げない。また監事の任期は原則二年とする。

第六条　１．会長は本会を代表し、会務を統理する。

２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。

３．監事は、会計の監査を行う。

４．幹事は、庶務その他一切の会務を処理する。

５．評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に答え、または本会の重要な事項について協議し、会長に勧告する事ができる。

６．評議員会は、毎年４月若しくは５月に開催するものとする。

第七条　１．本会は毎年７月に総会を開く。

２．総会においては、役員改選、重要事項の承認、その他の議事を行う。

３．会長は必要に応じ、臨時総会・評議員会を招集する。

第八条　本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。

第九条　本会の会計年度は毎年４月１日より翌年３月 31 日までとする。

第十条　本会員は評議員会で決定された会費を納める。

第十一条　本会は支部を各所に置く事ができる。

第十二条　１．本会則は評議員の過半数が出席(委任状でも可)した評議員会において過半数の同意がある時、変更する事ができる。

２．前項の会則の変更は総会に報告し、その承認を経るものとする。

付則　本会は昭和 43 年４月１日より実施する。

昭和 55 年５月改正

昭和 56 年５月改正

平成 2 年５月改正

平成 4 年５月改正

平成 6 年５月改正

平成 8 年５月改正

平成 21 年５月改正

平成 23 年７月改正

平成 24 年７月改正

平成 29 年９月改正

年会費は 4,000 円とする。ただし、学部卒業後５年間は年会費を 3,000 円、学部卒業後 46 年から 55 年は、年会費を 1,000 円とする。学部卒業後 46 年から 55 年の 10 年間の年会費は 10,000 円を一括で納めることもできるものとする。56 年以降の年会費納入は免除する。